

奈良県教育委員会教育長訓令第二号

教育委員会事務局

学校以外の教育機関

奈良県教育委員会事務決裁規程（昭和四十一年九月奈良県教育委員会教育長訓令甲第五号）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉 田 育 弘

別表第一課長等専決事項の欄第九号中「第一条」の下に「及び第二条」を加え、同欄第十一号中「第一条」の下に「及び第二条」を加え、「及び同法第十四条」を「並びに同法第十四条」に改める。